

「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について

○奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給します。

○この「高校生等奨学給付金」は、返還の必要はありません。

平成26年度より、国において、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う奨学のための給付金制度が創設されました。奈良県では、この国の補助事業を活用し、平成26年度以降に高等学校等に入学した者のうち、対象となる世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等)への支援として「高校生等奨学給付金」を支給します。

なお、支給の回数は、1人の高校生に対して年1回、通算3回(定時制、通信制課程の生徒は4回、専攻科の生徒は2回)が上限となります。

1. 申請書等の募集期間 ※提出期限後は受付できませんので、ご注意ください。

令和2年7月2日(木)～令和2年10月30日(金)

※申請書裏面【学校記入欄】の日付が、令和2年7月1日以前の日付の場合は受理できません。

○奈良県への提出期限

第1次 ……令和2年 7月31日(金)【必着】

第2次(最終) ……令和2年10月30日(金)【必着】

※奈良県内の高等学校等に通う方は、**学校が指定する期限までに**学校へ提出してください。

2. 支給要件(対象となる世帯)

令和2年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

①保護者(親権者)が奈良県内に住所を有していること

→保護者が海外等に在住し、奈良県内に住所がない場合は対象外となります。

②保護者(親権者)全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること

③子が就学支援金制度(平成26年4月改正)の対象となる高等学校等に在学していること

→平成26年4月以降、高等学校等に入学した生徒が対象となります。それ以前に入学の在学学生は対象外です。

→専攻科の生徒については、高等学校及び中等教育学校(後期課程)の大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要となります。

- ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
- ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
- ・前年度における出席率が5割以下の者

このほかに、④1人の高校生に対して、保護者全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと、⑤児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことが、要件になります。

3. 支給額 (対象となる生徒1人あたりの年額)

世帯区分	奨学給付金の額(年額)		
	私立		
	通信制及び専攻科以外	通信制	専攻科
①生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	52,600円 必要書類 ① ② ③	52,600円 必要書類 ① ② ③	38,100円 必要書類 ① ② ③
②保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯(①③の場合を除く)	103,500円 必要書類 ① ② ④	38,100円	38,100円
③保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯で、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等の世帯(①②の場合を除く)※	138,000円 必要書類 ① ② ④ ⑤		

必要書類は、裏面の申請書類番号

※1人目の高校生等は②の給付額となりますが、**高校生等以外の15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいて、通信制・専攻科以外の高等学校等に通っている場合は、2人目以降の高校生等③の給付額となります。**